



町税等を滞納するとどうのような制限措置をされるの？

A

次に掲げる行政サービスの利用申請時に町税等の納入状況について確認させていただきます。申請者が法人の場合はその法人の代表者、個人の場合はその個人と生計を一にする者についても確認させていただきます。町税等が滞納となつている場合は、当該滞納者に対し次に掲げる行政サービス等の取り消し、停止及び申請の拒否等の制限措置を行います。

【制限される行政サービスとは】

■表彰・人事に関すること

- 表彰に関すること
- 各種委員の選任に関すること
- 職員の採用に関すること
- 臨時職員等の採用に関すること

■町有財産等の使用許可等に関すること

- 町有財産の使用許可に関すること
- 町有財産の貸付に関すること
- 町有財産の売払・譲渡に関すること
- 町営住宅の入居に関すること
- 町営住宅敷地内駐車場使用許可に関すること
- 墓地の使用許可に関すること

■許認可に関すること

- 指定管理者の指定に関すること
- 指定給水装置工事事業者の指定に関すること
- 下水道排水設備指定工事店の指定に関すること
- 下水道排水設備工事責任技術者の業務登録に関すること
- 道路の占有許可に関すること
- 普通河川における許可を要する行為に関すること
- 町有地の車庫証明に関すること

■入札・契約等に関すること

- 競争入札参加資格に関すること
- 工事及び修繕の請負に関すること
- 物品等の購入、製造、借上げ及び役務の提供に関すること
- 自動車及び機械器具の借上げに関すること
- 業務委託に関すること

■補助金、交付金及び助成金に関すること

- 水洗トイレ改造資金貸付金利子補給に関すること
- 水洗トイレ奨励助成制度に関すること
- 農業経営基盤強化資金等利子補給に関すること
- 私道除雪対策事業に関すること
- 民有林整備に関する補助事業等に関すること
- 商工業経営安定化対策事業補助に関すること
- 中小企業融資制度資金保証料補給制度に関すること
- まちづくり事業補助制度に関すること
- 工礦業開発促進条例による課税免除に関すること

■保健福祉事業に関すること

- 家族介護慰労金に関すること

■制度全般についてのお問い合わせ先
会計課 税務担当 051-1111-142・143
[内線]
142・143

A この条例は、平成20年6月1日から施行し、行政サービス等の制限措置の適用となる賦課年度は、平成20年6月1日施行日以後に賦課された町税等が対象で、この町税等が納期限までに収納されない場合に適用されます。

Q この条例は、いつから適用になるの？

【納税等に不誠意な滞納者とは】

～このような滞納者とご理解ください。～

- 督促状及び催告状を送付しても納税等の意思を示さない者
- 電話及び臨戸訪問をしても、納税等の意思を示さない者、あるいは納税の約束をしておきながら何の連絡もしないで常に約束を破る者
- 納税誓約書等が提出されていても納税等計画を常に反故する者
- 特別な理由もなく1年以上にわたって納税等の実績がない者
- 特別な理由もなく毎年滞納額が増加している者
- 行政に対する不平・不満を理由に納税等を拒否する者